

京都府立体育館（以下「体育館」という。）における自動販売機設置事業者の募集について、次のとおり一般競争入札を実施する。

令和3年6月21日

京都府立体育館長 村 井 伸 也

京都府立体育館自動販売機設置事業者募集要項

1 体育館の概要

(1) 敷地面積 : 12,843 m²

建築延床面積 : 14,015 m²

(2) 主要な施設

第1競技場 : 2,242 m²

第2競技場 : 864 m²

会議室 : 10室

トレーニングルーム : 540 m²

(3) 開館時間等

・開館時間 : 午前9時から午後9時まで

・休館日 : 第1、第2及び第5水曜日

12月29日から1月3日まで

・体育館の年間利用者数（実績） : 平成30年度 261,287人

平成31年度 246,587人

令和2年度 74,757人

※ 参考 : 体育館のホームページ (<http://www.kyoto-furitutaiikukan.jp/>)

2 入札物件

物件番号	内 容	設置可能台数
①	清涼飲料水＋栄養補助食品（両品目セットのもの）	2台
②	軽食（菓子パン類）	2台

※ 設置場所の寸法には、原則、使用済容器の回収ボックス、転倒防止用金具、放熱スペース等を含む。

※ 設置可能台数を超える台数の設置はできない。

※ 必要に応じて事前に設置場所の確認をすること。

3 設置場所

(1) 所在 京都市北区大將軍鷹司町 体育館2階東側廊下（別紙➡）

(2) 寸法

物件番号	設置場所の寸法
①	幅 3. 8 m、奥行 1. 4 m
②	幅 3. 8 m、奥行 1. 4 m

4 入札参加資格要件

次の要件を全て満たす法人又は個人に限り入札することができる。

(1) 次のアからカまでのいずれにも該当しない者であること。

ア 成年被後見人

イ 民法の一部を改正する法律（平成 11 年法律第 149 号）附則第 3 条第 3 項の規定によりなお従前の例によることとされる同法による改正前の民法（明治 29 年法律第 89 号）第 11 条に規定する準禁治産者

ウ 被補佐人であって、契約締結のために必要な同意を得ていない者

エ 民法第 17 条第 1 項の規定による契約締結に関する同意権付与の審判を受けた被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ていない者

オ 営業の許可を受けていない未成年者であって、契約締結のために必要な同意を得ていないもの

カ 破産者で復権を得ないもの

(2) 次のアからカまでのいずれにも該当しない者（アからカまでのいずれかに該当する者であって、その事実があった後 2 年間を経過した者を含む。）であること。

ア 契約の履行に当たり、故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者

イ 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者

ウ 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げた者

エ 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 234 条の 2 第 1 項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の執行を妨げた者

オ 正当な理由がなく契約を履行しなかった者

カ アからオまでのいずれかに該当する事実があった後 2 年間を経過しない者を契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用した者

(3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号。以下「法」という。）第 2 条第 2 号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）のほか、次のアからキまでのいずれにも該当しない者（アからキまでのいずれかに該当する又は該当した者であって、その事実がなくなった後 2 年間を経過した者を含む。）であること。

ア 法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）

イ 法人の役員等が暴力団員である者又は暴力団員がその経営に関与している者

※ 役員等とは、「法人の役員又はその支店若しくは営業所を代表する者で役員以外のもの」をいう。

ウ 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって暴力団の利用等をしている者

- エ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
 - オ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
 - カ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用している者
 - キ 前記アからカまでに該当する者の依頼を受けて入札に参加しようとする者
- (4) 公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体又は公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体に属する者(その事実がなくなった後2年間を経過しない者を含む。)でないこと。
- (5) 入札参加資格確認に必要な書類を提出する時に府税、消費税及び地方消費税を滞納していないこと。

5 入札条件等

(1) 使用料等

① 使用許可の期間

使用許可の期間は、令和3年7月16日から令和4年3月31日までとする。

ただし、公用・公共用としての必要性や使用者の使用状況等を勘案して支障がないと判断する場合は、当初の許可条件を変更しない(使用料は落札価格を年額に換算)ことを前提に、令和7年3月31日を限度として、毎年度当初に使用許可の更新手続きを行う。

なお、許可期間中であっても、公用・公共用に供する又は体育館の都合により使用許可を取り消す必要が生じた場合は、使用許可を取り消す場合がある。その場合は、日割計算の上、使用料を返還する。

② 使用料

ア 使用料は、京都府行政財産使用料条例(昭和39年京都府条例第38号)に基づき決定した令和3年7月16日から令和4年3月31日までの使用料(下表最低価格)以上で且つ入札時において提示された最高価格(落札価格)とする。

物件番号	最低価格
①	22,430円
②	22,430円

イ 使用料は、京都府が発行する納入通知書により、指定する期日までに全額納入すること。

③ その他必要経費等

自動販売機の設置及び撤去に要する工事費(電力使用量計測用子メーター設置費等を含む)、維持管理等にかかる一切の費用は設置事業者の負担とする。

また、自動販売機の運転に必要な光熱水費等についても全額設置事業者の負担とし、京都府が発行する納入通知書により、指定する期日までに全額納入すること。

④ 設置条件

自動販売機は、自動販売機設置位置図に示した場所に、1件につき外形寸法が幅3.8m、奥行1.4mを超えないものを設置すること。

外形寸法は、特に指定がない限り使用済容器の回収ボックス、転倒防止金具、放熱スペース等を含むものとする。

また、電力等使用量計測用子メーター（計量法に基づく検定品、期限が有効のもの）を設置するほか、転倒防止及び火災予防対策も併せて行うこと。

(2) 使用上の制限

使用期間前及び使用期間中は、次のことを遵守すること。

① 使用許可の条件を遵守し、指定する期限までに行政財産使用料等を確実に納付すること。

② 使用許可期間中に、法令等の規定により販売について許認可等を要する場合は、その取消しを受けていないこと（該当の場合のみ）。

なお、自動販売機の設置に当たり、新たに許認可等を必要とする場合の販売は、当該許認可後とすること。

③ 自動販売機を設置する権利を第三者に譲渡若しくは転貸し、又は担保に供してはならない。

④ 販売品の納入・廃棄物の搬出等を行う時間及び経路については、体育館の指示に従うこと。

⑤ 設置する自動販売機は、消費電力の低減等の技術を導入した省エネ機（エコ・ベンダーなど）や、二酸化炭素を冷媒としたノンフロン対応機をはじめ、閉館時間や休館日はセンサーやタイマーの設置による自動点灯・消灯などの環境対応機能を備えた自動販売機とするように努めること。

また、設置に当たっては、コンセントロー一つに対して、差込プラグを一つとすること。

⑥ 清涼飲料水の販売品目は、お茶、水、炭酸飲料、コーヒー、紅茶、ジュース類等の缶、びん、ペットボトル等密閉式の容器、紙パック又は紙コップの容器入りの清涼飲料水とし、酒類の販売は行わないこと。

⑦ 販売価格については、標準小売価格を上回る価格で販売しないこと（個別に販売価格の条件がある場合は、当該金額を上回る価格で販売しないこと）。

⑧ 販売品目等自動販売機の運用上の事項については、必要に応じて体育館と協議し、その指示に従うこと。

⑨ 災害対応型自動販売機は、災害時に自動販売機の飲料を取り出すことができる機器とすること。また、災害時に京都府が飲料の提供を必要と判断した場合には、自動販売機内の全ての飲料を無償提供すること。

⑩ その他、体育館が定める事項

(3) 維持管理責任

次のことを遵守すること。

① 自動販売機の設置管理、故障時の対応、商品補充、金銭管理など自動販売機の維持管理については、設置事業者が責任をもって行うこと。

また、商品の賞味期限に注意するとともに、在庫・補充管理を適切に行うこと。

なお、自動販売機の設置管理、故障時の対応、商品の補充及び売上代金の回収等を他者に行わせようとする場合は、自動販売機の管理関係等に関する届出書(様

式7)を体育館に提出すること。

- ② 自動販売機を設置するに当たっては、据付面を十分に確認した上で安全に設置すること。
 - ③ 自動販売機の故障や問い合わせ、苦情については、設置事業者の責任において対応すること。また、自動販売機に故障時等の連絡先を明記すること。
 - ④ 盗難事故や破損事故等による損害は、体育館の責によることが明らかな場合を除き、全て設置事業者が負うこと。
 - ⑤ 原則として自動販売機に併設して、販売する清涼飲料水等の容器（缶・びん・ペットボトル等）の種類に応じた使用済容器の回収ボックスを設置し、設置事業者の責任で適切に回収・リサイクルすること。
 - ⑥ 衛生管理及び感染症対策については、関係法令等の遵守・徹底を図るとともに、関係機関等への届出、検査等が必要な場合は遅滞なく手続を行うこと。
- (4) 使用許可の取消し
- ① 次のいずれかに該当する場合は、使用許可を取り消す。
 - ア 許可物件を公用・公共用に供する必要が生じた場合
 - イ 体育館の都合により使用許可を取り消す必要が生じた場合
 - ウ 使用許可の条件に違反する行為があると認める場合
 - エ 設置事業者が入札参加資格を失った場合
 - オ 設置事業者が入札参加資格を満たしていないことが判明した場合
 - ② 上記①のウからオまでの場合、既に納めた使用料は還付しない。また、取消しにより生じた損失について、その補償を求めることはできない。
 - ③ 上記①のウ又はオの場合、取消しのあった日から2年間京都府が実施する自動販売機の設置事業者を選定する入札に参加することができないものとする。

(5) 原状回復

設置事業者は、許可期間満了により自動販売機を撤去する場合は、許可期間内に原状回復すること。また、上記(4)により許可が取り消された場合や、自己都合により自動販売機を撤去する場合は、速やかに原状回復すること。

なお、原状回復に際し、設置事業者は一切の補償を体育館に求めることができない。

6 入札申込方法等

(1) 申込方法

郵送又は電送による入札は認めない。

申込受付期間：令和3年6月21日（月）～令和3年6月30日（水）

（午前9時～12時、午後1時～午後5時）

提出先：京都市北区大將軍鷹司町

京都府立体育館

(2) 申込に必要な書類

- ① 入札申込書（様式1 ➡）
- ② 入札書（様式2 ➡）
- ③ 誓約書（様式3 ➡）

- ④ 印鑑登録証明書（法人の場合は印鑑証明書）（コピー可）

※ 入札申込日から3箇月以内に発行されたものに限る。

- ⑤ 法令等の規定により販売について許認可等を要する場合は、許認可等の免許証の写し

- ⑥ 販売品目等一覧表（様式4 ➡）

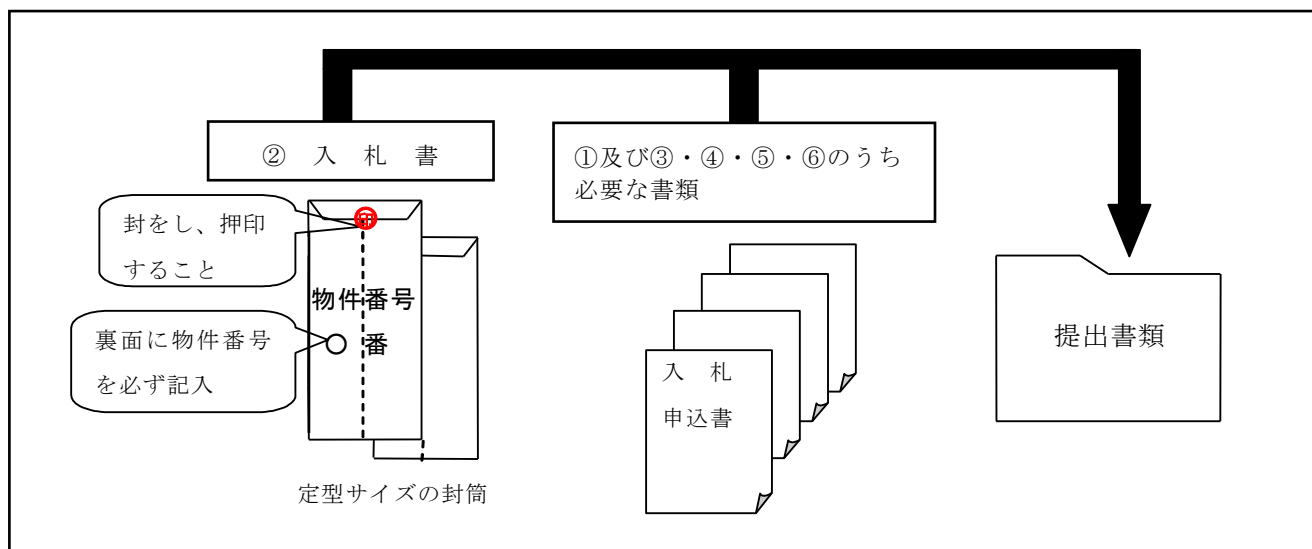
(3) 入札書の無効

次のいずれかに該当する場合は、無効とする。

- ① 最低価格を下回るもの
- ② 入札参加資格がない者が入札したもの
- ③ 指定の期間内に提出しなかったもの
- ④ 物件番号、入札価格、日付、住所、氏名及び押印（印鑑証明印）のないもの又はこれらが分明でないもの
- ⑤ 入札書の訂正をしたもの
- ⑥ 入札に関し不正な行為を行った者が入札したもの
- ⑦ その他入札に関する条件に違反したもの

(4) 書類の提出方法

入札書のみ定型封筒（長形3号など）に入れた上で封をし、押印（印鑑証明印）するとともに、その封筒の裏面に物件番号を油性ボールペン等で記入し、入札申込書その他必要書類を添えて、持参すること（下図参照）。



(5) 申込みに当たっての留意事項

- ① 使用許可は、入札申込書に記載された名義以外では行わない。
- ② 受付期間内に限り入札を辞退することができる。その場合は、入札辞退届（様式5 ➡）を、受付期間内に持参又は郵送すること。

7 落札候補者の決定

- (1) 入札物件に対し、京都府が設定する最低価格以上の額で、かつ、最高の入札をした者を選定し、落札候補者とする。

なお、最高の入札が２者以上ある場合は、当該入札者立会のもと、くじにより選定する。当該入札者が、諸般の事情により、体育館が指定する日時・場所に立ち会うことができない場合は、本件自動販売機設置事業者決定事務に関係のない職員にくじを引かせ設置事業者を決定する。

(2) 落札候補者は、申込み期間終了後、令和３年７月５日（月）までに決定する予定。

なお、落札候補者には、書面により通知を行う。

(3) 落札候補者の決定後の辞退はできない。

8 落札候補者の提出書類

落札候補者となった者は、別途指定する期日までに、体育館あて次の書類を提出すること。

(1) 住民票記載事項証明書（個人の場合は本籍地・続柄・個人番号（マイナンバー）は記載不要。法人の場合は法人登記簿（履歴事項全部証明書））

※提出日から３箇月以内に発行されたものに限る。（コピー可）

(2) 役員調書（法人の場合のみ）（様式６ ➡）

(3) 府税納税証明書（京都府税の滞納がないことの証明書）

※提出日から３箇月以内に発行されたものに限る。（コピー可）

(4) 消費税納税証明書（消費税及び地方消費税の滞納がないことの証明書）

※提出日から３箇月以内に発行されたものに限る。（コピー可）

9 設置事業者の決定

(1) 設置事業者は、落札候補者が提出する上記８の書類等に基づく入札参加資格審査を経て決定する。

(2) 入札参加資格審査の結果、落札候補者が入札参加資格要件を欠くことが判明した場合は、当該落札候補者が行った入札は無効とし、その旨を本人に通知するとともに、次順位者を落札候補者として上記８及び上記(1)の処理を行う。

なお、次順位者が入札参加資格要件を欠くことが判明した場合も同様の処理を行う。

(3) 落札候補者が上記８の書類を指定する期日までに提出しないため、入札参加資格審査ができない場合においても、当該落札候補者が行った入札は無効とし、上記(2)の処理を行う。

(4) 設置事業者の決定後、入札物件ごとの設置事業者名、落札決定金額及び入札参加者数については、入札参加者に対し書面で通知するとともに、体育館ホームページに掲載する。

(5) 不正な入札が行われるおそれがあると認めるとき又は災害その他やむを得ない理由があるときは、入札を中止、又は延期することがある。

10 設置事業者の提出書類

設置事業者に決定した者は、京都府が指定する期日までに、次の書類を提出すること。

- (1) 設置する自動販売機のカタログ（仕様・寸法・消費電力等がわかるもの）
- (2) 自動販売機の設置管理・商品補充等を行う者が設置事業者と異なる場合は、自動販売機の管理関係等に関する届出書（様式 7 ➡）

11 設置事業者の決定の取消し

- (1) 次のいずれかに該当する場合は、設置事業者としての決定を取り消す。
 - ア 正当な理由なくして、京都府が指定する期日までに使用許可の手続きに応じなかった場合
 - イ 設置事業者が入札参加資格を失った場合
 - ウ 設置事業者が入札参加資格を満たしていないことが判明した場合
- (2) 上記(1)のア又はウの場合、取消しのあった日から 2 年間京都府が実施する自動販売機の設置事業者を選定する入札に参加できないものとする。

12 自己都合による自動販売機の撤去

使用許可の期間が満了する前に、自己都合により自動販売機を撤去しようとする場合は、撤去しようとする日の 3 箇月前までに自動販売機の撤去に係る届出書（様式 8 ➡）を提出すること。

この場合、納入済の使用料は還付しない。

13 その他

使用許可の手続及び履行に関する一切の費用については、設置事業者の負担とする。

14 問い合わせ

京都府立体育館

電 話：0 7 5－4 6 2－9 1 9 1

F A X：0 7 5－4 6 2－9 1 9 2